

出勤手当の額等について

出勤手当の額の考え方について①

- 資料4で記述したとおり、出勤手当を費用弁償から出勤に応じた報酬とする場合、その性格は地方自治法上の報酬（純粹に勤務に対する反対給付としての性格のみを持つもの）となる。
- 消防団員の役割は多岐にわたり、その活動頻度も地域の実情による差が大きいですが、核となる消防業務の内容については、各団体により大きく異なるものではないと考えられる。そのため、勤務の反対給付である報酬も、（職務の執行等に要した経費を償うため支給される金銭である費用弁償とは異なり）どの団体においても一定水準の額が支払われるべきものと考えられる。

（参考）松本英昭著「新版 逐条地方自治法 第9次改訂版」学陽書房、2017年

「このことは報酬が給料と異なり、いわゆる生活給たる意味は有せず、純粹に勤務に対する反対給付としての性格のみをもつものであり、したがって、それは勤務量、すなわち、具体的には勤務日数に応じて支給されるべきものであるとする原則を明らかにしたのである。」（p. 745）

「『費用の弁償』（3）とは、『実費弁償』（法207）と同じ意味であって、職務の執行等に要した経費を償うため支給される金銭をいう。」（p. 746）

- このため、出勤手当の額については、その法的性格を出勤に応じた報酬とする場合も各市町村等の条例や規則により定めるものではあるが、その参考となる額の目安として、国において金額の考え方を示すこととしてはどうか。

出勤手当の額の考え方について②

- 金額の考え方を示すに当たっては、（消防団員に地方公務員法は適用されないものの、同法第24条第2項の「均衡の原則」を参考に）類似の業務を行う国家公務員や他の地方公務員、民間労働者を参考としてはどうか。

（参考）地方公務員法（昭和25年法律第261号）（抜粋）

（一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員）

第三条 地方公務員（地方公共団体及び特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の全ての公務員をいう。以下同じ。）の職は、一般職と特別職とに分ける。

2 （略）

3 特別職は、次に掲げる職とする。

一～四 （略）

五 非常勤の消防団員及び水防団員の職

六 （略）

（この法律の適用を受ける地方公務員）

第四条 この法律の規定は、一般職に属するすべての地方公務員（以下「職員」という。）に適用する。

2 この法律の規定は、法律に特別の定がある場合を除く外、特別職に属する地方公務員には適用しない。

（給与、勤務時間その他の勤務条件の根本基準）

第二十四条 職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない。

2 職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。

- 具体的には、予備自衛官（国）、最低賃金（民間）等のほか、団員の公務災害補償については「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号）」に補償基礎額が定められていることから、これらも参考になると考えられる。

他の公務員等との比較①

- 予備自衛官については、年48,000円の予備自衛官手当が支給されるほか、訓練1回当たり8,100円の訓練招集手当が支給されている。
- 非常勤特別職地方公務員（鳥獣被害対策実施隊等）の処遇については、市町村が条例等により定めることとなっており、金額は様々である。

		消防団員	予備自衛官	鳥獣被害対策 実施隊	民生委員
身分		非常勤特別職 地方公務員 (市町村)	非常勤特別職 国家公務員	非常勤特別職 地方公務員 (市町村)	非常勤特別職 地方公務員 (都道府県、政令市、中核市)
①年額等により 一律に支払われる 報酬等	実額	平均30,925円	48,000円 (月額4,000円×12ヶ月) 【予備自衛官手当】	(基本的に②による)	なし (民生委員法第10条)
	交付税 措置	36,500円	(全額国費)	(実額に対し特別交付税措置 ※措置率0.8)	なし
②出勤の度に 支払われる 手当等	実額	0円～1万円程度/回	8,100円/日 【訓練招集手当】 ※防衛、災害等の出勤時 には俸給表に基づく額を支給	0円～1万円程度/回	なし (民生委員法第10条)
	交付税 措置	7,000円/回	(全額国費)	(実額に対し特別交付税措置 ※措置率0.8)	なし
③活動に対する 費用弁償	実額	旅費を定めている 団体あり	往復旅費支給(実費)	旅費を定めている 団体あり	団体により様々 (定額支給、実費弁償等)
	交付税 措置	需要額(旅費)を計上	(全額国費)	(実額に対し特別交付税措置 ※措置率0.8)	年額59,000円

他の公務員等との比較②（予備自衛官）

- 予備自衛官は、普段は社会人や学生としてそれぞれの職業に従事しながら、一方では自衛官として必要とされる練度を維持するために訓練に応じ、防衛招集や災害招集などに応じて出頭し活動する、非常勤の特別職国家公務員。他国の予備役制度に相当する。防衛以外の活動である国民保護、災害、訓練招集等は消防団員と共通する部分が多く、比較の対象になじむと考えられる。
- 報酬については、月額4,000円の予備自衛官手当、訓練招集に応じた際の1日当たり8,100円の訓練招集手当がある。

（参考）防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和27年法律第266号）（抜粋）

（予備自衛官等の給与）

第二十四条の三 予備自衛官には、予備自衛官手当を支給する。

2 前項の予備自衛官手当の月額は、四千元とする。

3～4 （略）

第二十四条の五 訓練招集に応じた予備自衛官及び即応予備自衛官には、訓練招集に応じた期間一日につき、政令で定める額の訓練招集手当を支給する。

（参考）防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和27年政令第368号）（抜粋）

（訓練招集手当の日額等）

第十七条の十四 訓練招集手当の日額は、予備自衛官にあつては八千百円とし、即応予備自衛官にあつては一万四千二百円を超えない範囲内で防衛大臣が定める額とする。

他の公務員等との比較②（予備自衛官）

- なお、予備自衛官の訓練招集手当は、制定当初は旅費の日額として支給されていたが、実態にそぐわないことから、昭和52年に自衛官（尉官から士に至るまで）の諸号俸の平均値とした算出方法に変更され、その後、数回の改定を経て、現在8,100円となっている。

訓練招集手当の改定経緯

（単位：円）

…	昭和50年	昭和52年	…	現在
…	550	4,000	…	8,100

※令和2年4月1日現在

（参考）昭和61年12月4日 参議院内閣委員会 松本宗和政府委員答弁

訓練招集手当の基準と申しますか、算出根拠についてお尋ねがございました。これについてお答えいたします。

従来、これは五十二年まででございますけれども、これは雑費というような形で五百五十円ぐらい、具体的にはいわゆる旅費の日額、日当的なものが支給されておったわけでございますが、これでは非常に実態にそぐわないということから五十二年に改正されまして、そのときの考え方といいますのは、尉官から士に至るまでの諸号俸の平均値をとりまして、その一日分を一日の日当と定めたわけでございます。五十二年にはその計算でまいりまして四千元ということで定めたわけでございますが、その後改正されまして、現在四千七百円ということになっておるわけでございます。

他の公務員等との比較②（予備自衛官）

- 訓練招集手当のほか、防衛招集命令、災害招集命令等により招集された予備自衛官は、招集に応じて出頭した日をもって自衛官となり、自衛官として勤務している間は常時勤務している自衛官と同様に、自衛官としての俸給及び手当が支給される。

（参考）自衛隊法（昭和29年法律第165号）

（防衛招集、国民保護等招集及び災害招集）

第七十条 防衛大臣は、次の各号に掲げる場合には、内閣総理大臣の承認を得て、予備自衛官に対し、当該各号に定める招集命令書による招集命令を発することができる。

一 第七十六条第一項の規定による防衛出動命令が発せられた場合又は事態が緊迫し、同項の規定による防衛出動命令が発せられることが予測される場合において、必要があると認めるとき 防衛招集命令書による防衛招集命令

二 第七十七条の四の規定により国民の保護のための措置（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）第二条第三項に規定する国民の保護のための措置をいい、治安の維持に係るものを除く。以下同じ。）又は緊急対処保護措置（同法第百七十二条第一項に規定する緊急対処保護措置をいい、治安の維持に係るものを除く。以下同じ。）を実施するため部隊等を派遣する場合において、特に必要があると認めるとき 国民保護等招集命令書による国民保護等招集命令

三 第八十三条第二項の規定により部隊等を救援のため派遣する場合において、特に必要があると認めるとき 災害招集命令書による災害招集命令

2 （略）

3 第一項各号の招集命令により招集された予備自衛官は、辞令を発せられることなく、招集に応じて出頭した日をもって、現に指定されている階級の自衛官となるものとする。この場合において、当該自衛官の員数は、防衛省の職員の定員外とする。

4～9 （略）

- しかしながら、常勤の自衛官としての俸給を、非常勤の消防団員の出勤に応じた報酬を考えるにあたって比較対象とすることは適当ではないと考えられる。

他の公務員等との比較③（鳥獣被害対策実施隊）

- 鳥獣被害対策実施隊は、鳥獣被害防止特措法に基づき、市町村が設置する組織。被害防止計画に基づく捕獲、防護柵の設置等といった鳥獣被害対策の実践的活動を担っている。消防団員と同様、危険を伴う活動に従事することから、比較の対象になじむと考えられる。
- 実施隊員は非常勤の特別職地方公務員となり、報酬は市町村ごとに条例で定められており、基本的には日額により金額が決まっている。なお、年、季節、地域等によって活動の頻度や内容にばらつきがあることから、年額報酬を設定していない場合が多い。

（参考）鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）（抜粋）

（鳥獣被害対策実施隊の設置等）

第九条 市町村は、対象鳥獣の捕獲等、防護柵の設置その他の被害防止計画に基づく被害防止施策を適切に実施するため、鳥獣被害対策実施隊を設けることができる。

2 鳥獣被害対策実施隊に鳥獣被害対策実施隊員を置く。

3 前項に規定する鳥獣被害対策実施隊員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 市町村長が市町村の職員のうちから指名する者

二 被害防止計画に基づく被害防止施策の実施に積極的に取り組むことが見込まれる者（主として対象鳥獣の捕獲等に従事することが見込まれる者にあつては、これを適正かつ効果的に行うことができる者に限る。）のうちから、市町村長が任命する者

4 第二項に規定する鳥獣被害対策実施隊員は、被害防止計画に基づく被害防止施策の実施に従事するほか、市町村長の指示を受け、農林水産業等に係る被害の原因となっている鳥獣の捕獲等で住民の生命、身体又は財産に係る被害を防止するため緊急に行う必要があるものに従事する。

5 第三項第二号に掲げる鳥獣被害対策実施隊員は、非常勤とする。

6～8 （略）

他の公務員等との比較④（民生委員）

- 民生委員は、民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員。すべての市町村において、一定の基準に従いその定数（人数）が定められている。
- 民生委員は、社会福祉の増進のために、地域住民の立場から生活や福祉全般に関する相談・援助活動を行っている。また、全ての民生委員は児童福祉法によって「児童委員」も兼ねており、妊娠中の心配ごとや子育ての不安に関する様々な相談や支援を行っている。
- 給与の支給はなく（無報酬）、ボランティアとして活動している。なお、交通費等の活動費が支給される。

※ 無報酬とされている理由は、民生委員法の制定当時、民生委員が「名誉職」とされていたことによる。当時の国会答弁によれば、制度の本旨が篤志家の社会奉仕であり名誉職が適当であること、財政上の理由からも有給職とすることは不可能であるとされている。平成12年の法改正で名誉職との文言は削除されたが、「給与を支給しない」との文言が追加され、現在に至っている。

（参考）民生委員法（昭和23年法律第198号）（抜粋）

第十条 民生委員には、給与を支給しないものとし、その任期は、三年とする。ただし、補欠の民生委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（参考：制定当時条文）民生委員法（昭和23年法律第198号）（抜粋）

第十条 民生委員は、名誉職とし、その任期は、三年とする。

（参考）昭和23年6月27日 衆議院本会議 山崎岩男厚生委員長答弁（抜粋）

…最近における民生委員の職務の重要性並びに複雑性に徴するときは、熱心なる民生委員としてとうてい自己の生業を営む時間を得がたいものと認めるから、これを専務職とし、有給制とするのが適当ではないかとの質疑に対しては、篤志家の社会奉仕にまつを本旨とする本制度においては、名誉職が適当であり、また財政上よりも、現在の民生委員をことごとく有給職とすることは不可能である…

他の公務員等との比較⑤（最低賃金）

- 最低賃金は、都道府県により異なるが、令和２年度の平均額は902円。全国の最低・最高額と、それらに７時間45分を乗じた額は以下の表のとおりである。

	最低賃金額 (１時間当たり)	１日当たりの額 (左記に７時間45分を乗じた額)
全国平均額	902円	6,991円
最低額 (秋田県・鳥取県・島根県・高知県・佐賀県・大分県・沖縄県)	792円	6,138円
最高額 (東京都)	1,013円	7,851円

※令和3年1月1日現在

- 最低賃金制度は、セーフティネットとして、労働者の生活を守る役目をしているものであり、報酬の考え方とは完全に一致するわけではないことには留意が必要。

※ 報酬は給料と異なり、いわゆる生活給たる意味は有せず、純粹に勤務に対する反対給付としての性格を持つのみとされている。

- しかしながら、出勤がなければ得ることができた最低賃金相当額を出動手当の額の基準を定めるに当たって参考とすることに一定の合理性があり、目安のひとつとすることは可能ではないか。なお、公務災害補償のうち、介護補償の最低補償額は、労災における介護補償額と並びをとっているが、この額は、労災により介護が必要となった家族が本来得ることができた額を補償する趣旨で、最低賃金の全国平均額を基礎として算出している。

他の公務員等との比較⑥（消防団員の公務災害補償基礎額）

- 消防団員が公務中に死傷した場合、市町村は本人又は遺族に対し損害を補償することとなっている（消防組織法第24条）。補償の金額は政令で基準が定められており、（一部の補償を除き）「補償基礎額」（日額）に係数を乗じた額により算出される。

（参考）消防組織法（昭和22年法律第226号）（抜粋）

（非常勤消防団員に対する公務災害補償）

第二十四条 消防団員で非常勤のものが公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合においては、市町村は、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより、その消防団員又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

- 補償基礎額は、最低額を8,900円（最高額は14,200円）とし、次ページの表のとおり階級や勤続年数ごとに区分された額となっている。
- なお、最低額・最高額は、国家公務員の公安職俸給表から算出されており、警察官の職務に協力援助した者への災害給付額の給付基礎額と同額となっている。
- 警察官の職務に協力して発生した災害に対しては警察官と同程度の給付が行われるべきとの考えから、現場に出ている警察官（巡査～警視）に適用される俸給の中位の号（最低：1級63号俸、最高：7級43号俸）の額を30で除し日額とすることで算出しているもの。

(参考) 消防団員の公務災害補償基礎額

単位:円

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長・副団長	12,440	13,320	14,200
分団長・副分団長	10,670	11,550	12,440
部長・班長・団員	8,900	9,790	10,670

※令和2年4月1日現在

○ 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号）別表

○ 最低額・最高額は公安職の俸給表より算出

- ・ 1級63号 265,600円（R2）/30日＝8,853.333円≒8,900円
- ・ 7級43号 425,100円（R2）/30日＝14,170円 ≒14,200円

出勤手当の今後の方向性について（案）①

- 予備自衛官（国）、最低賃金（民間）等について、参考になると思われる金額は以下の表のとおりである。（再掲）

予備自衛官の訓練招集手当	一日当たり 8,100円
最低賃金に7時間45分を乗じた額	全国平均額 6,991円 最低額 6,138円 最高額 7,851円
公務災害補償の補償基礎額	最低額 8,900円 (最高額 14,200円)

※令和3年1月1日現在

- 災害（火災・風水害等）に係る出勤については、災害の規模等により1回当たりの出勤時間は異なるものの、

- ・ 警戒・訓練に比較して活動時間が長くなるケースがあること
- ・ 事前に活動時間を予測することが難しい面があること

等を考慮して1回＝1日とみなし、上記の額を踏まえ、1回当たり7,000円程度を支払うべき標準的な額として定めてはどうか。（地方自治法第203条の2第2項の規定により、非常勤の職員の報酬は、原則として勤務日数に応じて支給される。）

（参考）地方自治法（昭和22年法律第67号）（抜粋）

（報酬及び費用弁償）

第二百三条の二 （略）

2 前項の者に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。ただし、条例で特別の定めをした場合は、この限りでない。

出勤手当の今後の方向性について（案）②

- その一方で、出勤の態様は様々であることから、業務の負荷や活動時間等を勘案して金額を定めてはどうか。
- 例えば火災のうち放水がない場合等の出勤手当については、業務の負荷や活動時間等を勘案したうえで、通常の災害時の出勤に対する出勤手当の額と均衡のとれた額を、各市町村等において実態を踏まえ定めることも考えられる。
（例：火災のうち放水がない場合は、活動内容が比較的容易で、活動時間も短いことから、災害時の半額である 1 回当たり3,500円程度 等）
- また、災害時以外の出勤（訓練・警戒等）については、
 - ・ 活動時間が短いことが多いこと
 - ・ 予定が立てやすいこと（活動時間や開始・終了時刻が事前にわかっていることが多い）
 - ・ 実災害の出勤に比べて危険性が比較的低いこと等を勘案した上で、災害時の出勤に対する出勤手当の額と均衡のとれた額を、各市町村等において実態を踏まえ定めることも考えられる。
（例：訓練・警戒等は、活動時間が2～3時間が多いことから 1 回当たり2,000～2,500円程度 等）